

令和3年産主食うるち米等の出荷契約書(主食うるち米、もち米、かけ米、醸造用玄米)

菅原 浩孝(以下「甲」という)と岩手ふるさと農業協同組合(以下「乙」という)とは、甲の生産・出荷する令和3年産主食うるち米等に関し、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

(売渡委託等)

- 第1条 甲は乙に対し、主食うるち米等についての売渡しの委託または売渡し(以下「売渡委託等」という)を行い、収穫後乙に出荷(本契約にもとづき、乙または乙の指定する場所に引き渡すことをいう)する。
2 乙は、甲から売渡委託等が行われた主食うるち米等を備蓄米として販売することができるものとする。
3 甲は主食うるち米等の販売について、乙に対して無条件委託し、乙は責任をもって受託する。
4 無条件委託とは、甲が乙に対して無条件の販売委託を行い、乙が共同計算により販売を行い、これを精算し支払うことをいう。

(売渡委託等を行う数量)

- 第2条 甲が乙に売渡委託等を行う数量(以下「出荷契約数量」という)は、別表1の「令和3年産米穀の出荷数量確認書」(以下「別表1」という)に記載した出荷契約数量とする。
2 出荷契約数量の申し込みにあたっては、「JA米」として申し込むものとする。
3 甲が、豊作等により出荷契約数量を上回って乙に出荷した場合、当該数量について、本契約書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。

(出荷契約金)

第3条 甲は別表1に出荷契約金の申込数量と申込金額を記載し、乙へ出荷契約金の支払いを申し込むことができる。なお、細目は別記約定事項2による。

(契約不適合)

第4条 甲は、乙に対する売渡委託等後5年以内に、主食うるち米等について、甲に起因する種類、品質または数量に関する契約不適合(数量不足、種類違い、異臭、石・金属片・虫等異物の混入、カビ等の被害を受けた米穀の混入等)が発見された場合、甲は乙による不足分または代替品の出荷請求および事故処理費用等の損害賠償請求に応じる。

(再委託)

第5条 甲は、第1条から第4条に定める事項に関し、乙が全国農業協同組合連合会(以下「全農」という)に再委託を行うことについて一任する。
2 乙と全農との間で再委託契約が締結された場合は、乙の破産等によっても、全農との再委託契約の効力は解消せず、甲は従前の再委託契約にしたがい、甲の米穀が全農に売渡委託等されることを承諾するものとする。

(共同乾燥調整施設利用)

第6条 甲は乙の共同乾燥調整施設を利用し売渡ししようとする場合は、その共同乾燥調整を乙に委託する。
2 甲は米穀の乾燥調整等に要した経費を概算金または仮払金から乙が差引精算することを一任し、また、それでも必要額に達しない場合は口座引落等により滞りなく乙に支払う。
3 乙は甲の搬入した米穀の重量・水分・夾雑物等を自主検定で検定された結果により持分比を決定し、米穀の生産者別売渡数量を算出する。

(法令遵守)

第7条 甲は、乙に売渡委託等を行う主食うるち米等については、関係法令(食糧法、米トレーサビリティ法、食品表示法、景品表示法、不正競争防止法、農産物検査法、食品衛生法、独占禁止法、刑法、農薬取締法、種苗法など)および都道府県・市町村の関係条例の定めを遵守したものであることを保証するものとする。
2 甲が乙に売渡委託等を行った主食うるち米等について、関係法令等に抵触することが判明した場合には、乙は甲に対し当該米穀の売渡委託等を拒否できるものとする。

(岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金)

第8条 甲は、「岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金」に対する参加および拠出については、別記約定事項9による。

(約定事項)

第9条 甲および乙は、概算金などの細目に関して別記記載事項のとおり約定する。

(政策変更)

第10条 国の農業政策等に重要な変更が行われ、本契約の履行に支障をきたすことが懸念される場合、本契約の取扱いには乙に一任するものとし、乙は取扱いを決定後、速やかに甲に通知する。

(農業経営の継続困難時の対応)

第11条 甲の農業経営の継続が困難となり、本契約の履行に支障をきたすことが懸念される場合、甲は乙と本契約の取扱いについて誠実に協議するものとする。

本契約締結の証として、2通作成し、甲と乙が保有する。

令和3年 5 月 25 日

下性森 502-5010011

(甲) 住所
氏名

(乙) 住所 岩手県奥州市胆沢小山字菅谷地131番地1
氏名 岩手ふるさと農業協同組合
代表理事理事長 菊地 義孝



別記(約定事項)

1. 契約方式に関する事項

(1) 数量契約

甲が乙に対し事前契約(播種前契約・収穫前契約)にもとづき出荷契約した数量については、災害等やむを得ない場合を除き、全量を出荷するものとします。
上記以外に出荷契約した数量については、その契約数量にもとづき出荷を行うものとします。

2. 出荷契約金に関する事項

(1) 出荷契約金の申込み

ア. 甲は、出荷契約金の申込みを行う場合は、出荷契約金の受領、返還等に係る手続きを乙に委託します。
イ. 出荷契約金の単価は、玄米60kg当たり8,000円とします。

(2) 出荷契約金の返還

ア. 甲は、主食うるち米等の概算金から差し引きで出荷契約金受領額に達するまで順次乙に返還するものとし、返還最終日は令和3年12月10日とします。この方法により返還することができない場合は、未返還額を令和3年12月10日までに返還します。
イ. 出荷契約金の金利相当額は共同計算による甲の負担とし、短期プライムレート等により計算した額とします。
ウ. 返還最終日に返還することが出来なかった場合の金利は個人負担とし、その金利は別途定めます。

3. 出荷に関する事項

(1) 甲は、乙に検査を申し込むことにより、出荷した米穀の検査請求に関する事務および検査を乙に委託します。
(2) 甲が乙に売渡委託等を行う米穀は、原則として農産物規格規程にもとづき1~3等に格付けされた玄米とします。
(3) 主食うるち米等の出荷期限は、原則として令和4年3月31日とします。

4. 概算金に関する事項

(1) 甲は、乙に売渡しの委託をする主食うるち米等に対して支払われる概算金の申請・受領および返還の手続きを、乙に委託します。
(2) 概算金の水準は、(4)で定める甲から乙への返還を極力回避するため、落給環境や作況、播種前・収穫前契約の状況等を勘案したうえで、乙が決定し、甲に通知します。
(3) 乙は、概算金の償還額を主食うるち米等の販売代金から差引精算することとします。なお、出荷契約方式、栽培方法、JA米の取り組み等による概算金格差については、別途定めることとします。
(4) 甲は、上記によっても償還額に不足が生じた場合は、別途乙が定める期日までに乙に返還します。

5. 共同計算の実施に関する事項

(1) 甲は、主食うるち米等に係る収入および費用について、必要に応じ、次により共同計算が実施されることを承認します。
ア. 実施主体
(ア)もち米を除く主食うるち米等については、JAおよび全農県本部
(イ)もち米については、JA、全農県本部
イ. 実施区分
(ア)主食うるち米等の共同計算は、栽培格差を設け、ふるさと純精米・特別栽培米等により年産・用途ごとに格差を設け精算します。
(イ)こだわり米の加算金については、販売実態を考慮し乙に一任します。(こだわり米=アレア米・酵素米等)
(ウ)主食用米・加工用米・輸出用米の種類間において大きな格差が生じないよう精算額を調整することとします。なお、精算額の調整にあたっては、国の「水田活用の直接支払交付金」等を勘案します。

ウ. 収入項目

(ア)主食うるち米等の販売代金
(イ)その他

エ. 支出項目

(ア)流通・保管等に係る経費
流通・保管に係る経費は、①概算金金利等、②保管料・入出肥料等、③保険料・補償料、④運賃、⑤安全・安心等検査費用、⑥集約保管等経費、⑦販売対策費、⑧倉庫施設費、⑨その他流通・保管等に係る経費とします。
(イ)事故処理経費
(ウ)手数料
手数料は、委託販売手数料とします。
(ニ)生産・集荷・販売等に係る経費
生産・集荷・販売等に係る経費は、①JAへの支出経費、②広告宣伝費等経費、③その他生産・集荷・販売等に係る経費とします。
(オ)落給調整経費(「岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金」への拠出等を含む)
(カ)県産米推進協議会等経費
(キ)監査委員会費用
(ク)産米改善費用
(ケ)その他(令和2年産米共同計算補填額等と加工用米及び輸出用米との共助金)

(2) 乙は、甲に対し、共同計算実施区分ごとに設けられた格差等について、令和4年3月31日までに明らかにします。

(3) 共同計算の実施主体は、共同計算の実施にあたり、流通経費の削減に努めることとし、乙は、甲に対し、令和4年3月31日までに、令和3年産主食うるち米等にかかる流通経費の項目別単価上限見直しを明らかにします。なお需給環境の急激な変化等により、見直しした上限単価を超えた場合、乙は、甲に対しその理由等の説明を行うこととします。

(4) 本年産米に係る受払の完了後、共同計算の端額が100円/60kg以内となるよう、乙は甲に共同計算の精算を行い、端額については翌年産米以降の共同計算に繰り入れることとします。また、前年産米共同計算の最終収支残高において損失が発生する場合は、その損失解消のため、全農県本部運営委員会の審議および組合長会議での必要な組織合意を得て、複数年度共同計算を実施することができるものとします。

(5) 乙は、甲に共同計算の精算を行うとともに、収支項目別の詳細等、共同計算の内容を明らかにします。なお、開示にあたっては、全農に売渡委託を行った米穀と、乙が売渡を行った米穀に係る精算の内容を区分して明らかにします。

(6) 甲は、乙が全農に売渡委託を行った米穀の一部について、令和3年12月末時点以降で全農が早期精算を目的とした買取を決定し取引先を全農自身とする場合、この取扱について原本部運営委員会等で審議されることを前提に、売渡すことを一任します。

(7) 上記に定めるほか、全農に再委託された米穀の共同計算の実施にあたっては、全農の定める「米等県域共同計算実施基本要領」、「米等県域共同計算事務処理基本要領」及び「岩手ふるさと農業協同組合米穀共同計算基本要領」によるものとします。

(8) 甲は天災地変等により委託した主食うるち米等に被害が生じた場合、必要に応じ、共同計算から分離されることについて、予め承諾します。

(9) 東京電力株式会社福島原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により損害を受けた共同計算米穀に係る損害賠償請求行為およびその後の処理等について、甲は乙に委任します。

6. 販売代金等の受領に関する事項

甲は、出荷契約金、主食うるち米等の販売代金(概算金および共同計算により生じた精算金)等を、乙の甲名義の貯金口座で受領します。

7. もち米の契約栽培に関する事項

(1) 契約栽培数量は、全農が定める令和3年産もち米別販売計画数量の範囲内で、乙が別途定める数量とします。

(2) 契約条件は、全農が別途定める「令和3～令和5年産もち米の契約栽培に係る諸条件について」および「令和2～令和4年産もち米の契約栽培に係る諸条件について」および「令和元～令和3年産もち米の契約栽培に係る諸条件について」によります。

8. 寄託および保管に関する事項

(1) 甲は出荷した米穀について、乙の保管業務に係る諸規程を承諾の上、乙の所有する倉庫への寄託を申し込むものとします。

(2) 乙が甲に入庫に関する情報を提供する場合等は必要に応じて、乙の保管業務に係る諸規程に定める入庫票を省略できることとします。

(3) 乙は、保管について善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

(4) 保管期間は販売または倉移しのための出庫までの期間とし、乙に一任します。

(5) 甲は、出荷した米穀の販売のために、乙の所有する倉庫以外の倉庫に倉移しする必要がある場合は、寄託申込み等に関する手続きを含め乙に一任します。

9. 「岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金」への拠出等に関する事項

(1) 甲は、岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金が実施する事業(①周年安定供給のための長期計画的な販売の取組、②輸出向けの販売促進等の取組、③業務用向けの販売促進等の取組、④非主食用への販売の取組)について、以下のとおり承諾します。

ア. 岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金への拠出金として、乙または全農が実施する共同計算から出荷契約米玄米60kg当たり100円以内の拠出を支払うこと。

イ. 拠出金の支出、岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金への拠出金を岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金から乙または全農が実施する共同計算へ返還される場合の取扱いは、乙または県本部運営委員会等で審議されることを前提に一任すること。なお、岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金の収支残額は翌年度の岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金に繰り越すこととします。

ウ. 岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金から資金(精算金、岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金の解散時の収支残額)が返還される場合は、乙または県本部運営委員会等で審議されることを前提に、その時点で拠出元となった未精算の共同計算に受け入れること。

(2) 乙は、岩手県産米周年供給・需要拡大支援基金の事業内容を甲に明らかにします。

10. JA米の出荷に関する事項

(1) 甲は、JA米の売渡委託等を行った場合においては、以下のいずれの要件も満たす米穀を乙に出荷することを確約します。

- ① 品種が確認できた種子により栽培した米穀
- ② 登録検査機関で受検された米穀
- ③ 生産基準にもとづき栽培され、栽培履歴記録が確認された米穀

(2) 甲は、乙が行う生産工程管理において、生産基準が遵守されていない、あるいは栽培履歴帳票に記録がされていないなど、全農県本部が定める「岩手県JA米取扱要領」に定める手続きが履行されていないことが確認された場合、JA米と区分して一般米として出荷することを乙に一任します。

(3) 記録内容の誤記載が原因で販売先等からの損害賠償等が生じた場合には、その責任は甲が負うものとします。

(4) なお、甲が施設利用している場合には、その責任範囲が甲の出荷した米穀以外に貯留しているすべての米穀に対し及ぶものとし、甲はその責任を負うものとします。

11. 紙袋の使用に関する事項

(1) 甲が出荷する主食うるち米等の紙袋は、原則として農産物規格規程に定められた規格袋を使用するものとします。

(2) 乙は、乙より購入した「純産地いわて」マーク入りの紙袋の使用範囲については、乙に出荷する米穀に限定するものとし、

す。

(3) なお、乙以外に出荷する等不正に使用した場合には、乙の指示に従い損害賠償等の責務を負うものとします。

12. 個人情報の利用に関する事項

(1) 甲は下記の利用目的の範囲において、甲の検査実績、主食用等水稻作付面積、栽培履歴帳票、米袋の氏名表示等の個人情報を、乙および全農が利用し、カの範囲で第三者に提供することに同意します。なお、甲が法人以外の団体の場合は、甲は団体を構成する生産者全員より上記同意を得るものとします。

ア. 申込の受付

イ. 契約の締結・契約にもとづくサービスの提供

ウ. 費用、販売代金、拠出金等の請求・決済・精算

エ. 助成金等の申請・受領・支払

オ. 乙または乙の提携企業の提供する商品・サービスに関する各種情報の提供等

カ. 業務遂行に必要な範囲で行う政府・行政機関(農林水産省、地方公共団体)、関係団体(全農、都道府県協議会、農業共済組合等)、販売先・消費者への提供

キ. 米政策改革の具体化に係る事務処理

ク. 令和4年産米穀出荷申出書、令和4年産主食うるち米等の出荷契約書および令和4年産米穀の出荷数量確認書への印字

(2) 甲が生産履歴記録に係る個人情報の取り扱いに関する同意書(以下「同意書」といふ)を提出している場合は、甲はこの同意書に加え、(1)の事項に同意します。

13. 表明保証に関する事項

甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団等」といふ)ではないこと。

(2) 暴力団等が経営を支配していると思われる関係を有しないこと。

(3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと。

(5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。

(6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

14. 本契約の解除に関する事項

甲または乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役員を含む)が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に付随する契約、覚書その他合意の全部もしくは一部を解除することができる。

(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辭を用いた場合

(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

15. 免責に関する事項

前条の規定に基づき解除された甲または乙に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該甲及び乙に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとする。

16. 備蓄米に関する事項

主食うるち米等を備蓄米として販売する場合、次の事項について遵守する。

(1) 農林水産省が定める「入札仕様書」に掲げる要件に該当する米穀(「銘柄」、「種類および品位等」、「安全性」、「包装規格」等)であること。

(2) 甲および乙は、行政機関等からの求めに応じ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(法律第113号)第52条に基づく報告、および立入検査を受け入れること。

また、行政機関等が必要と認めた場合、甲および乙は契約の履行状況に関する報告および、帳簿類その他の書類の開示若しくは提出を行うこと。

以上

令和3年産米穀の出荷数量確認書

私は、米穀の出荷契約書にもとづき、別紙記載の条項を承諾の上、令和3年産米に係る出荷契約を行います。

令和3年 5月25 日

支 所	集 落	氏名又は名称			印
502 胆沢支店	501	5010011	3830-1-0001-0001	00010051	
住 所					
岩手県奥州市胆沢					
(電話)					

加工用米		輸出用米		出荷契約金申込	
作付面積 (a)				数 量 (30kg/袋)	0
出荷契約数量 (30kg/袋)				金 額 (円)	0

加工用米・輸出用米を除く主食うるち米等						
品 種			作付面積 (a)	収穫見込数量 (30kg/袋)	農家保有米 (30kg/袋)	出荷契約数量 (30kg/袋)
種類	コード	品種名				
水 稲 う る ち 玄 米	430	ひとめぼれ	47.1	60	20	40
	060	ササニシキ				
	057	どんぴしゃり				
	369	萌えみのり				
	109	トヨニシキ				
	454	亀の尾				
	812	いわてっこ				
	519	金色の風				
	503	銀河のしずく				
	555	その他うるち米				
水稲うるち玄米計			47.1	60	20	40
醸造用玄米	384	結の香				
醸造用玄米計						
水 稲 も ち 玄 米	048	ヒメノモチ				
	015	こがねもち				
	115	もち美人				
	555	その他もち米				
水稲もち玄米計						
合 計			47.1	60	20	40